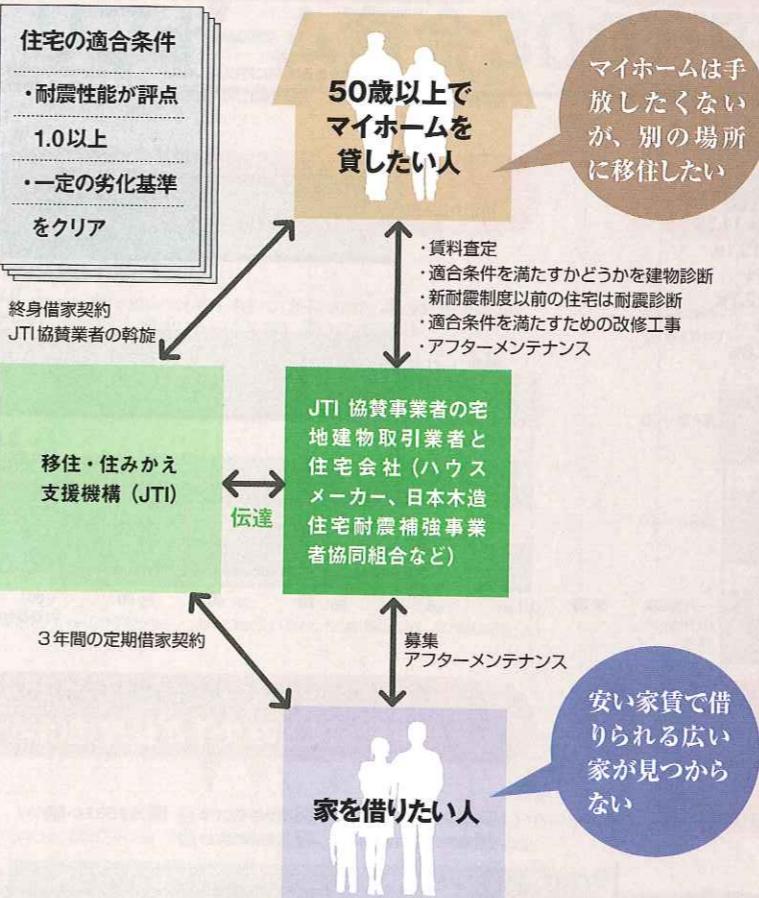


基準を満たせば 賃貸収入を確実に得られる

売却するより得する場合も

●「マイホーム借上げ制度」とは



●マイホーム所有者のメリット

- ・長期的にみると住宅を売却するより高い利益を得られる可能性がある
- ・借り上げ期間中に空き家となった場合でも最低保証賃料が得られる
- ・3年ごとの契約を更新しなければ、マイホームに再び戻って住める
- ・借家人と直接かかわらず、煩雑な管理業務のサポートが得られる
- ・住み替え先の購入資金に、家賃収入を充当できるローン（住宅金融支援機構の住み替えフラット35など）が使える

●マイホーム所有者が支払う費用（改修費用を除く）

制度の申し込み費用1万7850円+建物診断費用3万1500円

元気シニアの中には、マイホームに住み続けるのではなく、別の場所や別の住宅への住み替えを希望する人もいる。その場合、マイホームを売るか貸すかの選択肢になるが、人に貸すことの不安を減らして、家賃収入が安定的に得られる仕組みとして、一般社団法人移住・住み替え支援機構（JTI、東京都千代田区）が国の基金を受けて運営しているのが、「マイホーム借上げ制度」（借り上げ制度）だ。シニアの住み替えシリーズに応える提案として、住宅会社が知つておきたい制度といえる。JTIが50歳以上のマイホーム所有者から、最長で終身に渡ってマイホームを借り上げて転貸する。借家人人がいなくても市場家賃の約7～8割の賃料収入を保証する。借家人とは3年の定期借家契約なので、契約を更新しなければ再び自宅に戻ることができる。

JTI常務業務役員の伊藤雅一さんは、「ファミリー向けの賃貸住宅は需要の割に供給量が少ない。家賃の上下は比較的小さいので、地価の安い場所では売るより貸すほうが得する場合がある」と説明する。

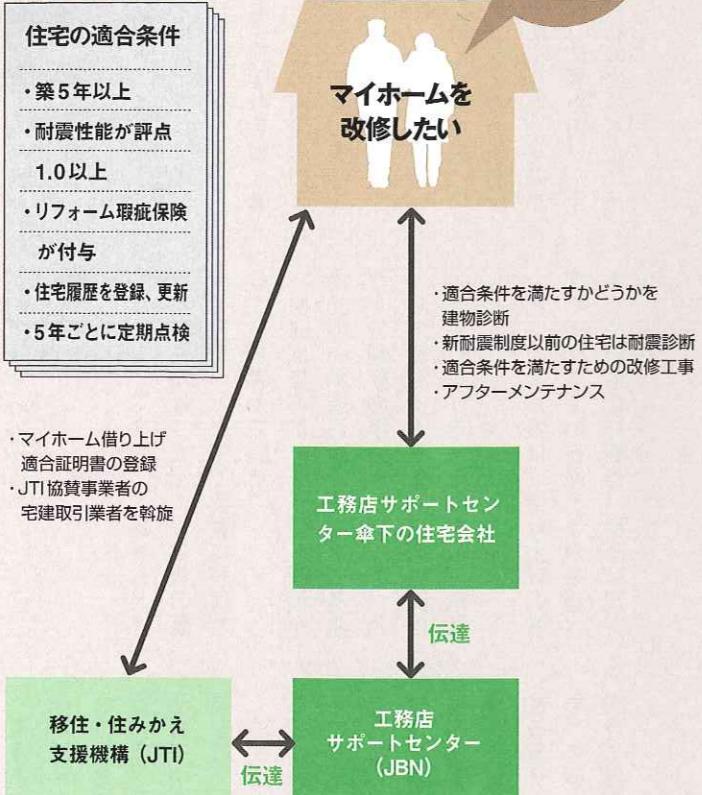


借り上げ制度をテーマにした東京・板橋区民向けのセミナーの様子。10年1月に板橋区が開催し92人が参加した。60歳代が37人、70歳代が30人と参加者の多数を占めた。84人が「参考になった」と答えている

（写真：移住・住み替え支援機構）

いつでも借りてもらえる

●「JBN既存適合住宅制度」とは



●マイホーム所有者のメリット

- ・「マイホーム借上げ制度」を使って、いつでも賃貸に出せる
- ・50歳未満でも「マイホーム借上げ制度」が利用できる
- ・「マイホーム借上げ制度」のメリット（右ページ参照）が得られる

●マイホーム所有者が支払う費用（改修費用を除く）

住宅履歴登録料2万6250円+適合証明書発行手数料3万1500円

耐震補強の提案に役立つ

借り上げ制度はすぐにマイホームを貸したい人の利用が前提になるが、将来JTIに借り上げてもらう保証を得ておく仕組みもできている。全

こ、これが
シート!?



ピックコミックスペリオールにて大好評連載中!
©倉科達・佐藤智一/小学館

匠三代

目指したのは、木を超える美しさ。
触感まで再現しながら、お手入れ性
も追求した、「リビエリアロ」誕生。

質感や手触りだけでなく、
表面に硬化コーティングを
施すことできず傷等にも強く、
汚れもさっと拭きとれます。

Livie Realo | 2012.1.16 新発売

インテリア住宅部材 [リビエリアロ]



* UV硬化樹脂シートにより、木の味わいをリアルに再現するとともに、木特有の傷みやすさを低減しました。

建材で
チエンジ

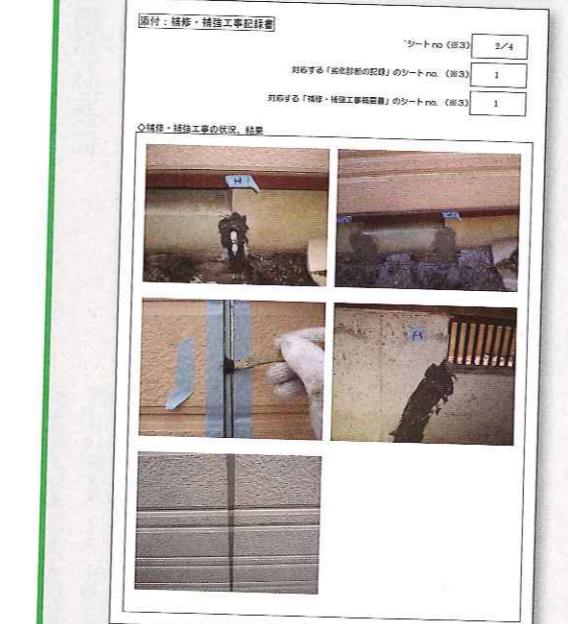
詳しくはホームページ
リビエリアロ 検索

Panasonic Living

資料請求番号53

■部材・外装部材検査結果記録書		[第2面]		
A. 基準・外装等	仕上げ	劣化箇所等	補修方法	料 算
1. 基準	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□
【判断基準】	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□
評価方法基準	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□
1-10点評価	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□
2. 外装等	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□
【判断基準】	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□
評価方法基準	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□
1-10点評価	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□
3. その他	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□
【判断基準】	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□
評価方法基準	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□
1-10点評価	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□

添付: 補修・補強工事記録書	
シートno (※3)	2/4
対応する「劣化診断の記録」のシートno. (※3)	1
対応する「補修・補強工事記録書」のシートno. (※3)	1



上は、濱滝さんがM邸で実施した劣化診断の記録書の抜粋。下は、M邸の劣化部分を補修したときの記録書の一部。どちらも木耐協に提出する資料となる。（資料：湘栄技工）

木耐協のメンバーである湘栄技工（神奈川県相模原市）は、木耐協がJTIの協賛事業者になって、いち早く借り上げ制度の手続き業務を開始した。社長の濱滝貞則さんは宅地建物取引主任者の資格を持つため、賃料の査定や借家人探しも自力で行えるのが強みだ。

同社は近隣住民に制度を知つてもらおうと、オリジナルの新聞折り込みチラシを配布した。そのチラシを見て連絡してきたのが、定年を迎えたばかりのMさんだ。子

M邸は築16年になる延べ面積が約30坪の木造戸建て住宅だ。濱滝さんは制度の手続きに従つて、いくらで貸せるかをまず査定。算出した賃料をJTIが審査し、承認した。

次に行つたのは、借り上げの基準に適合しているかどうかを調べるための劣化診断だ。M邸は現行浜滝さんのもとに制度に関する相談がこれまで13件きている。そのうち制度の利用者は手続き中を含めて5組だ。濱滝さんは「制度が複雑でマイホーム所有者が行う作業もたくさんある。以前は介護が必要になり高齢者施設などに住み替えるシニアに勧めようと思つてたが、今は元気シニアに向けて提案している」と話す。

家賃査定から補強までこなす

の耐震基準でつくられているので耐震診断は必要なかつた。

濱滝さんは基礎や外壁の目地にひび割れなどを見つけ、基準を満たすために約10万円の補修工事を行つた。工事終了後まもなくして、子育て中の家族が借家人として入居した。

濱滝さんのもとに制度に関する相談がこれまで13件きている。そのうち制度の利用者は手続き中を含めて5組だ。濱滝さんは「制度が複雑でマイホーム所有者が行う作業もたくさんある。以前は介護が必要になり高齢者施設などに住み替えるシニアに勧めようと思つてたが、今は元気シニアに向けて提案している」と話す。

国中小建築工事業団体連合会の工務店サポートセンター（JB-N）が、会員向けの制度としてJTIと組んでつくった「JB-N既存適合住宅制度」だ。この認定を受けると、所有者が何歳でもJTIの借り上げ制度を利用することが可能になる。

認定を受けるには、耐震診断の評点が1.0以上であることや、5年ごとに定期点検を受けて修繕記録を住宅履歴情報管理システムに登録することなどが必要になる。JB-N理事長の青木宏之さんは、「基準を満たした改修をすればいつでも借り上げもらえるようになるので、大規模改修が提案しやすくなる」と話す。

Point

- 1 住み替えを考えているシニアに、売るより貸すほうが得する提案ができる
- 2 借り上げてもらう際に、基準をクリアするための改修工事が受注できる
- 3 改修の見込み顧客には、評点1.0以上にする耐震補強工事で「マイホーム借り上げ制度」が利用可能になると提案できる